平成２４年（フ）第２９５９号
札幌市中央区南11条西１丁目２番15―901号
債務者　進藤　笑子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７４号
札幌市南区藤野２条８丁目７番９号　ＳＩＮＣＥ1994―201号
債務者　藤嶋　一男
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３号
岩手県奥州市水沢区字大上51番地１　ハイツ前郷１号
債務者　北湯口真由美
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第１４号
静岡県富士市本市場224番地の１　富士昭和ビルⅢ―301号
債務者　四ノ宮吉郎
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３号
愛知県岡崎市六名本町19番地11
債務者　樋口　　清
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
愛知県岡崎市東大友町字西浦33番地　コーポ武田305
債務者　林　智恵美
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
愛知県岡崎市柱曙１丁目２番地７　ユニオンハイツ岡崎107
債務者　田中　昭史
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２号
京都府舞鶴市字長浜24番地
債務者　河地　孝也
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
愛知県豊田市永覚新町３丁目13番地　事業団１―205号、前住所愛知県豊田市永覚新町３丁目13番地　事業団１―208号
債務者　大島　政博
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月18日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４７９号
北海道旭川市豊岡13条７丁目５番８号
債務者　高橋　聡志
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８５号
北海道旭川市東８条６丁目４番６号　パレスコーポ105号
債務者　高田　　康
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８号
北海道旭川市東旭川北１条５丁目５番21号　ヨネザワマンション３号室
債務者　今　　泰子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１号
兵庫県豊岡市江本124番地
破産者　株式会社永川建設
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第５６０号
茨城県ひたちなか市笹野町２丁目18番11号
破産者　有限会社ネモト商会
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４２７５号
東京都世田谷区経堂１丁目11―13
破産者　植田正太郎
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１２号
静岡県島田市御仮屋町9568番地の10
破産者　有限会社杉本硝子店
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５３３号
東京都青梅市今井３丁目７番地の17
破産者　トーキン工業株式会社
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部